

総発第440号  
令和5年3月17日

酒田市監査委員 大石 薫 様  
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和5年2月28日付監発第96号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
人事課	<p>指摘事項</p> <p><b>【支出事務】</b> <b>○旅費の支払いを遅延したもの</b></p> <p>令和4年度人事課予算のうち、人事総務管理事業及び派遣研修事業の旅費の支給について、令和4年12月末までに正当な理由もなく支払いを旅行日から2か月を超えて遅延しているものが5件あった。</p> <p>旅費の支払遅延については、令和2年度定期監査で口頭注意、令和3年度定期監査で注意事項としているが改善されていない。</p> <p>旅費の所管課であることに鑑みても、各課の模範となるよう抜本的な対策を講じた上で、今後は遅延することなく速やかに支給すること。</p>	<p>執行予定がある旅費の情報をあらかじめ共有リスト化し、週初めの係の打合せの中で処理段階の確認を定期的に行いながら、担当者以外にもチェックする体制を作り、旅費執行の漏れや遅延が発生しないようにする。</p> <p>また、他課職員や派遣職員の旅費についてのやり取りは、口頭ではなく、課のメールボックスで行うようにして複数の職員が経過を確認できるようにする。</p>